

平成 22 年 4 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 S E メディアパートナーズ
代表者名 代表取締役社長 大林 浩
(コード番号 2495 札証アンビシヤス)
問合せ先 取締役 富樫 憲太郎
(TEL. 03-3263-4666)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成22年4月9日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 自己株式の取得

1. 自己株式の取得を行なう理由

資本効率の改善及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を目的として、自己株式の取得を行なうものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 12,000 株を上限とする。
(発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合 61.51%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 84,000,000円を上限とする。 |
| (4) 株式の取得期間 | 平成22年4月12日から平成22年5月31日まで |

II. 自己株式の公開買付け

1. 買付け等の目的

当社は、平成 19 年 10 月に経営再建のために SE H&I ホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社（以下「SE H&I」、平成 22 年 3 月 31 日現在の所有当社株式 9,865 株、当社発行済株式総数に対する所有割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じ。）50.57%）に第三者割当増資を実施して以来、同社の子会社として事業展開を行ってまいりました。しかしながら、益々変化のスピードを上げていくインターネット業界で業績改善及び更なる成長をはかるためには、今まで以上に意思決定のスピードを速める必要があること、またその過程で業績改善の手法について SE H&I グループとの方針の違いが発生する可能性があることを鑑み、当社が SE H&I グループから独立をすることは SE H&I と当社にとって、有益なことであるとの結論に達しました。

平成 22 年 2 月に当社は SE H&I に対し、当社が SE H&I グループから独立を検討しており、そのために SE H&I が保有する当社株式の全部又は一部の売却の検討を依頼しました。その後当社株式の流動性及び市場価格への影響を鑑み、SE H&I の保有分を含めた自己株式の取得も一つの選択肢であると考え、SE H&I と意見交換を行ったところ、SE H&I より、当社が SE H&I グループから独立することに対し理解を示し当社株式の売却について検討可能である旨の返答を受けました。これを受け当社は、SE H&I の保有する当社普通株式を自己株式として買い受けることについての具体的な検討を行い、当社が自己株式として買い受けることは、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行、資本効率の改善及び株主への利益還元を可能とするものであると判断いたしました。

また、自己株式の具体的な取得方法の検討を行い、株主間の平等性、取引の透明性、及び市場における取引状況を総合的に勘案した結果、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の手法によることが適切であると判断しました。なお、本公開買付けは、当社株式の流動性に鑑み、できるだけ多くの株主に応募の機会を提供するという観点から、SE H&I が所有する当社株式 9,865 株（当社発行済株式総数に対する所有割合 50.57%）に止まらず、当社の資金繰りの範囲内において買付けを行うことが可能である 12,000 株（平成 22 年 4 月 9 日現在の当社の発行済株式総数の 61.51%）を上限としております。

当社は SE H&I から当社普通株式を買い受ける場合に分配可能額が不足していることから、それを補うために平成 22 年 4 月 9 日に臨時株主総会を開催し、資本金の額 350 百万円を 250 百万円減少して 100 百万円とし、減少額をその他資本剰余金へ振替する決議を行いました。その結果、その他資本剰余金は 373 百万円となり、そこから第 10 期（平成 22 年 3 月期）決算において見込まれる利益剰余金△210 百万円及び平成 22 年 4 月 12 日現在の自己株式保有残高 21 百万円を差しひいても、本公開買付けに必要な分配可能額(84 百万円)を充足する見込みであります。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成 22 年 4 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、SE H&I は所有する当社株式 9,865 株（当社発行済株式総数に対する所有割合 50.57%）について、本公開買付けに対して応募の検討を行っておりますが、応募の同意は得られておりません。

また、本公開買付けは上場廃止を意図したものではありません。また、本公開買付けにより取得した自己株式については、消却は行わず、第三者割当や株式交換等の方法により処分を行うことを検討しておりますが、具体的な内容は未定であり、決定次第速やかに公表する予定です。

2. 自己株式の取得に関する決議内容

(1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	12,000 株	84,000,000 円

（注 1）発行済株式総数（自己株式を含む） 19,508 株

（注 2）発行済株式総数（自己株式を含む）に対する割合 61.51%

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成 22 年 4 月 12 日（月曜日）から平成 22 年 5 月 13 日（木曜日）まで（20 営業日）

② 公開買付開始公告日及び公告掲載新聞名

平成 22 年 4 月 12 日（月曜日）

電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。

（電子公告アドレス <http://info.edinet-fsa.go.jp/>）

但し、同日は新聞休刊日のため、平成 22 年 4 月 13 日（火曜日）の掲載となります。

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき 金 7,000 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）の決定に際して、第三者算定機関である税理士法人 U A P（以下「U A P」といいます。）に対し、当社株式の価値の算定を依頼し、平成 22 年 3 月 15 日、U A P より株式価値算定書を取得しました。U A P が用いた手法は、売買実例法、簿価純資産価額法、時価純資産

価額法及び清算価値純資産価額法（以下、「純資産価値法」と総称します。）、並びにディスカウント・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）であり、各々の手法により算定された当社普通株式の1株当たりの価値は、以下の通りです。

(a) 売買実例法：7,768円

売買実例法では、平成22年2月26日を基準日とした、札幌証券取引所アンビシャス市場における当社普通株式の終値の直近1ヵ月間出来高加重平均値である7,768円と算定されました。

(b) 純資産価値法：7,358円～16,509円

純資産価値法とは、当社の簿価純資産、時価純資産、清算価値純資産を算出し、これを1株当たり純資産に置き換えて当該会社の株価を算定する手法であり、これにより当社普通株式の1株当たりの価値は、7,358円～16,509円と算定されました。

(c) DCF法：4,196円

DCF法とは、当社の事業計画における収益や投資計画等を前提として、当社が将来において創出するフリー・キャッシュフローを、当社の資本コストなど一定の割引率で現在価値に割り引くことで、当社の事業価値及び株式価値を算定する手法であり、これにより当社普通株式の1株当たりの価値は、4,196円と算定されました。

当社は、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社株式の市場価格を最優先に検討いたしました。そして、UAPより取得した株式価値算定書の内容を踏まえつつ、市場の変動を考慮し、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日である平成22年4月8日までの1ヵ月間の当社市場取引株価終値出来高加重平均値である8,778円（小数点以下四捨五入。以下同じ。）を本買付価格の算定の基礎となる当社株式の市場価格とすることが妥当であると判断いたしました。そして、本公開買付けに応募せずに当社株式を保有し続ける当社株主の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、また、鳥飼総合法律事務所による法的助言を参考にした上で、平成22年4月9日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日である平成22年4月8日までの1ヵ月間の当社市場取引株価終値出来高加重平均値である8,778円に対し、自己株式の公開買付けに関する近時の事例を踏まえ20.25%（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じ。）のディスカウントをした額に相当する7,000円を本買付価格とすることが妥当であるとの結論に至りました。なお、本買付価格7,000円は、平成22年4月9日を基準日とした、札幌証券取引所アンビシャス市場における当社普通株式の、過去1年間の終値単純平均値13,857円に49.48%のディスカウント、また、過去6ヵ月間の終値単純平均値9,698円に27.82%のディスカウント、過去3ヵ月間の終値単純平均値9,139円に23.41%のディスカウント、過去1ヵ月間の終値単

純平均値 8,921 円に 21.54%のディスカウント、基準日の終値 9,400 円に 25.53%のディスカウントを加味した水準となります。

② 算定の経緯

当社は、平成 19 年 10 月に経営再建のために SE H&I に第三者割当増資を実施して以来、同社の子会社として事業展開を行ってまいりました。しかしながら、益々変化のスピードを上げていくインターネット業界で業績改善及び更なる成長をはかるためには、今まで以上に意思決定のスピードを速める必要があること、またその過程で SE H&I グループとの方針の違いが発生する可能性があることを鑑み、当社が SE H&I グループから独立をすることは SE H&I と当社にとって、有益なことであるとの結論に達しました。

平成 22 年 2 月に当社は SE H&I に対し、当社が SE H&I グループから独立を検討しており、そのために SE H&I が保有する当社株式の全部又は一部の売却の検討を依頼しました。その後当社株式の流動性及び市場価格への影響を鑑み、SE H&I の保有分を含めた自己株式の取得も一つの選択肢であると考え、SE H&I と意見交換を行ったところ、SE H&I より、当社が SE H&I グループから独立することに対し理解を示し当社株式の売却について検討可能である旨の返答を受けました。これを受け当社は、SE H&I の保有する当社普通株式を自己株式として買い受けることについての具体的な検討を行い、当社が自己株式として買い受けることは、経営環境の変化に対応できる機動的な資本政策の遂行、資本効率の改善及び株主への利益還元を可能とするものであると判断いたしました。

また、自己株式の具体的な取得方法の検討を行い、株主間の平等性、取引の透明性、及び市場における取引状況を総合的に勘案した結果、公開買付けの手法によることが適切であると判断しました。なお、本公開買付けは、当社株式の流動性に鑑み、できるだけ多くの株主に応募の機会を提供するという観点から、SE H&I が平成 22 年 3 月 31 日現在において所有する当社株式 9,865 株（当社発行済株式総数に対する所有割合 50.57%）に加え、当社の資金繰りの範囲内において買付けを行うことが可能である 12,000 株（平成 22 年 4 月 9 日現在の当社の発行済株式総数の 61.51%）を上限としております。当社は SE H&I から当社普通株式を買い受けるにあたり分配可能額が不足していることから、それを補うために平成 22 年 4 月 9 日に臨時株主総会を開催し、資本金の額 350 百万円を 250 百万円減少して 100 百万円とし、減少額をその他資本剰余金へ振替する決議を行いました。その結果、その他資本剰余金は 373 百万円となり、そこから第 10 期（平成 22 年 3 月期）決算において見込まれる利益剰余金△210 百万円及び平成 22 年 4 月 12 日現在の自己株式保有残高 21 百万円を差しひいても、本公開買付けに必要な分配可能額（84 百万円）を充足する見込みであります。

買付価格を決定するにあたっては、算定基準の明確性及び客観性を重視する観点から、平成 22 年 2 月下旬、UAP に対し、当社普通株式の株式価値算定を依頼し、同年 3 月 15

日に株式価値算定書を受領いたしました。

当社は、上場会社の行う自己株式の取得が一般的に金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることを勘案し、当社株式の市場価格を最優先に検討いたしました。そして、UAPより取得した株式価値算定書の内容を踏まえつつ、市場の変動を考慮し、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日である平成 22 年 4 月 8 日までの 1 ヶ月間の当社市場取引株価終値出来高加重平均値である 8,778 円を本買付価格の算定の基礎となる当社株式の市場価格とすることが妥当であると判断いたしました。そして、本公開買付けに応募せずに当社株式を保有し続ける当社株主の利益を尊重する観点に立って、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、また、鳥飼総合法律事務所による法的助言を参考にした上で、平成 22 年 4 月 9 日開催の取締役会において、本公開買付けの実施を決議した取締役会開催日の前営業日である平成 22 年 4 月 8 日までの 1 ヶ月の当社市場取引株価終値出来高加重平均値である 8,778 円に対し、自己株式の公開買付けに関する近時の事例を踏まえ 20.25%のディスカウントをした額に相当する 7,000 円を本買付価格とすることが妥当であるとの結論に至りました。

(4) 買付予定の株券等の数

種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	12,000 株	-	12,000 株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数 (12,000 株) に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数 (12,000 株) を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 発行済株式総数 (自己株式を含む) に対する割合 61.51%

(5) 買付け等に要する資金 98 百万円

(注) 買付代金、買付手数料、及びその他公開買付けに関する公告等の見積額の合計です。

(6) 決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

藍澤証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 20 番 3 号

② 決済の開始日

平成 22 年 5 月 20 日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

（イ）個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象になります。

（ロ）法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収額（買付価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その 7% に相当する金額）が差し引かれます。ただし、本公開買付けでは、買付価格が 1 株当たりの資本金等の額を下回るため、みなし配当課税に係る源泉徴収は行われたい予定です。

（7）その他

①本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものではありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵便その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求される場合があります。

応募者が応募の時点及び応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に居住していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通

信、テレックス、電話を含みますが、これに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動しているものではないこと(当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

②SE H&Iは所有する当社株式 9,865 株(平成 22 年 3 月 31 日現在における当社発行済株式総数に対する所有割合 50.57%)について、本公開買付けに対して応募の検討を行っておりますが、応募の同意は得られておりません。

(ご参考) 平成 22 年 3 月 31 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を含む) 19,508 株

自己株式数 704 株

以 上